## ○大府ジュニア合唱団活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学生、中学生及び高校生の文化芸術への興味関心を深めるとともに、市全体の文化活動の振興を図るための事業を実施する団体に対して、予算の範囲内において交付する大府ジュニア合唱団活動交付金(以下「交付金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府ジュニア合唱団実行委員会(以下「委員会」という。)とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、委員会が 行う合唱活動とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。 (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

交付対象経費		内容
報償費		指導者、伴奏者、マネージャーの謝礼
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用(当該事業のみで使用 されることが確認できるもの)
	印刷製本費	チラシ作成等に要する費用
使用料及び賃借料		活動施設の借上料